

法令外国語訳に関するワーキング・グループ

議論の取りまとめ（案）

1 前提事項

(1) 法令外国語訳に対するニーズ

本ワーキング・グループでは、国際取引の円滑化、対日投資の促進、法整備支援の推進の観点を中心としつつ、日本法の国際的発信、在日外国人の生活上の利便等の観点も含め、我が国の法令の外国語訳を推進する必要性が高いことが指摘されるとともに、基本法や知的財産関係法、経済関係法、行政手続関係法、労働関係法等について、外国語訳に対する利用者のニーズが高いことが指摘された。

今後、具体的ニーズを的確に把握しつつ、ニーズの高い法令等について外国語訳を推進すべきである。

(2) 法令外国語訳の現状と問題点

これまでは関係府省や民間による個別的取組が行われていたに止まり、それにより一定の成果は上げられているものの、利用者から見て、統一的で最新の法令をベースとして信頼できる外国語訳が十分に行われていない、外国語訳された法令についてのアクセスが容易でないなどの問題点が指摘されている。

(3) 海外の実情

別添 1 のとおり。

(4) 法令外国語訳のための基盤整備のあり方

上記のような問題点を解決し、内外のニーズにこたえるため、我が国の法令の外国語訳を早急に推進する必要がある。

そのためには、法令の外国語訳の推進のあり方に関する基本的方針を明らかにするとともに、外国語訳推進の基盤整備として、
訳語の整理・統一を含めた統一的で信頼できる法令の外国語訳を進めるための基本ルールを策定し、これを利用すること
訳文への利用者のアクセスを容易にするための方策を講ずること
などが必要である。

2 翻訳ルールの策定、訳語の整理・統一についての基本的枠組み

(1) 翻訳ルールとして定めるべき事項

統一的で信頼できる法令の外国語訳を進めるための基本ルールとして、一定の翻訳ルールを定めることとし、そこにおいては、
翻訳の基本スタンスのあり方
単語・表現等についての訳語ルール
を規定することとする。

(2) 翻訳ルールの位置付け

翻訳ルールは、基本的には関係府省・民間団体等において翻訳を行う際の参考資料とし、翻訳ルールに基づいて翻訳が行われた場合でも、これを公定訳とはしない。

翻訳ルールは、一般に公表して自由な利用に供する。

関係府省・民間団体等において翻訳を行うに当たっては、翻訳ルールをできる限り尊重するよう勧奨する。

翻訳ルールは、有識者と各府省が横断的に参加した検討会議において作成することによって、より信頼性が高く、尊重され得るものとする(4(1)参照)。

翻訳に当たっては、翻訳ルールに基づいて翻訳が行われていること、公定訳ではないことなどを含め、翻訳の位置づけを明確にする。

(3) 翻訳の基本スタンスのあり方

基本的考え方

正確で分かりやすく、全体として統一性が確保された翻訳が継続的に行われることを目指すことを基本とする。

対象者

翻訳の利用者としては、日本法と日本語を知らない者を対象に想定する。

実際のユーザーを考慮し、例えば、英語訳については、英米の法律を理解している内外の法律実務家、企業担当者等を対象に想定する。

正確性と分かりやすさ

翻訳の正確性と分かりやすさの関係については、翻訳の正確性を確保しつつも、分かりやすさを重視し、翻訳先の外国語を母国語とする者にとって分かりやすい訳、すなわち、原文の法令の趣旨に最も近い、読みやすい訳を目指す。

翻訳の具体的イメージについては、別添 2 の訳例 2 のような方向とする。

例えば、英語訳については、英米の法律を理解している者の理解を容易にする法律用語の使用は妨げない。

統一性

翻訳は、原則として翻訳ルールに従って行うことにより、全体としての統一性を確保することとする。

改正への対応状況の明確化

法令等の翻訳に当たっては、その翻訳がいつの時点の法令等に対応するものであるのか、最新の改正に対応したものであるのか、その法

令等が施行されているのかなどの情報を明確にする。

(4) 訳語の整理・統一、改善のあり方

訳語の整理・統一のあり方

ア 訳語ルールのあり方

訳語の整理・統一は、正確で分かりやすく、全体として統一性が確保された翻訳を行うとの見地から、単語、表現について、適切な訳語ルールを策定することにより行う。

訳語ルールにおいては、原則として、最も適切な訳語、訳文等を一つ示すこととするが、例外的に、複数の選択肢を示すことが適当な場合には、複数の訳語を示すこともできることとする。また、これらルールの使い分けの基準についても明確にする。

翻訳の統一性を確保するとの観点から、原則として同一の単語・表現については同一の訳語、訳文等により翻訳を行うこととする。ただし、法令の趣旨が正確に理解できる翻訳を行う等の観点から合理的理由がある場合には、別個の訳語・表現を使用することもできることとする。訳語ルールでは、これらの場合の使い分けの基準についても明確にする。

(注) 基本法と別の訳語を使用した方が妥当である可能性のある場合として、民法中の債権・債権者の訳語に関わらず、倒産法関連では債権は claim、債権者は creditor と訳し、債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律では債権は receivable と訳すことが考えられる。

翻訳が訳語ルールと異なる場合には、注書等で説明することにより補完することとする。

訳語ルールにおいては、別添3のイメージにより、法令の形式に関するもの、共通の基本的用語に関するもの、個別的法令用語に関するものについて、それぞれ適切な訳語、訳文等を整理することと

する。

訳語ルールにおいては、正確で分かりやすい翻訳を確保するとの観点から、単語レベルで訳語を対応させる場合、文全体として訳文に対応させる場合などに分けて、適切な訳語、訳文等を整理することとし、これらルールの使い分けの基準についても明確にする。

訳文だけでは正確な理解に支障をきたすおそれがある場合には、注書等で説明することにより補完する。

訳語ルールには、必要があれば適切な用例等を併記する。

訳語ルールの内容を明確にするために必要な場合には、注書により補完的な説明を行う。

イ 訳語ルールの作成

訳語ルールにおいては、当面、主要な訳語・訳文についての整理を行うこととする。

訳語ルールの作成は、既存の翻訳、訳例等のデータその他の必要な既存データを活用するとともに、一部法令の翻訳も進めながら作業を行う。

訳語ルール作成においては、まず民事、刑事、行政の各分野における典型的な実体法・訴訟法やニーズの高い分野の法令等（1(1)参照）を対象とする。

訳語ルールの策定は、コンピューターシステムを利用した辞書・翻訳システム等を最大限活用して行う。

訳語ルールの改善のあり方

作成された訳語ルールについては、更に様々な意見を取り入れながら改善するものとする。

3 アクセス体制の整備についての基本的枠組み

関係府省・民間団体等で作成した翻訳法令について、インターネット等を利用して、一元的に検索、アクセスできるとともに、法改正への対応状況など必要な情報を確認できる体制を整備することなど、利用者の立場に立ったアクセス体制の整備、改善に取り組む。

翻訳の提供については、無償で提供する場合と有償で提供する場合とが考えられる。

4 今後の検討及び翻訳の進め方についての基本的枠組み

(1) 検討の進め方

内閣の下に、有識者と各府省が横断的に参加する検討会議を設け、法令の外国語訳の推進のための基盤整備について、引き続き検討する。

検討会議では、今後の各府省や民間による取組への橋渡しとなるような施策のあり方など、法令外国語訳の推進のための基盤整備に関する基本的かつ重要事項について検討する。具体的な検討事項としては、次のようなものなどが考えられる。

- ・ 法令の外国語訳の推進のあり方に関する基本の方針（翻訳実施の枠組み、プロセス等を含む）
- ・ 翻訳の指針となる翻訳ルールの策定
- ・ 翻訳ルールを尊重した翻訳を迅速に推進するための方策
- ・ ニーズの的確な把握とこれを前提とした翻訳対象となる法令（訳語ルール作成過程での翻訳対象を含む）の選定のあり方
- ・ 翻訳の正確性を確保しつつ、翻訳先の外国語を母国語とする者にとって分かりやすい訳を行うための方策
- ・ 訳語ルールの改善、翻訳された法令の開示管理、法令等の改廃、新設

等に伴うメンテナンスなどの継続的に必要な作業等に関する対応のあり方

- ・ 翻訳された法令等に対するアクセス体制の整備のあり方（翻訳の提供を有償で行うか無償で行うかも含む）

検討会議には、訳語ルールの作成、その過程での翻訳など、翻訳ルールの策定のための基礎作業等を行う専門家ワーキング・グループを設ける。

訳語ルールの策定、その過程での翻訳等の作業は、コンピューターシステムを利用した辞書・翻訳システム等を最大限活用して行う。

翻訳ルールの策定を含め、検討会議における検討は、別添４の作業工程のイメージを参考に、１年を目途に行う。

作業過程で作成した翻訳、訳語辞書等については、順次公表し、必要に応じて、利用者の意見を反映する。

関係府省は、翻訳に関する従来 of 取組の成果も含め、翻訳ルール策定のための資料提供等に最大限協力する。

(2) 翻訳の進め方

法令等の翻訳については、訳語ルール作成過程での一部法令の翻訳を行うとともに、翻訳ルールを含む検討会議の検討結果を踏まえて本格的に行う。

法令等の翻訳については、検討会議の検討結果を踏まえ、民間における取組を十分に活用するとともに、関係府省において必要な対応を行う。

関係府省・民間団体等において翻訳を行う際には、できる限り策定された翻訳ルールを尊重するよう勧奨する。

翻訳の順序については、利用者のニーズを適切に反映させることとし、基本法や利用者のニーズが強い法令（１(1)参照）についてできるだけ優先的に外国語訳を推進するとともに、その他の法令等の外国語訳について

も、必要な整備に努める。

第一次的には法律を対象とするが、必要に応じ下位規範も対象とする。ただし、下位規範については、解説の翻訳等の方法によることも考慮する。

第一次的に英語訳を進める。将来的には、情報技術の活用による作業の効率化、利用者のニーズ等を勘案し、他言語に対応することも検討する。

翻訳ルール策定前に作成された翻訳については、翻訳ルールに照らして必要な対応を行う。

翻訳については、翻訳ルールの利用のほか、コンピューターシステムを利用した辞書・翻訳システム等の活用により、できる限りの効率化を図る。